

令和8年度 利根沼田地域 SNS プロモーション強化業務 企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度利根沼田地域 SNS プロモーション強化

2 業務の目的及び内容

令和8年度利根沼田地域 SNS プロモーション強化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 見積限度額

1,631,300円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

4 優先交渉事業者選定数

1者

※業務を効果的に推進するために、県へ報告の上、業務の一部再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- イ 破産宣告を受け復権していない者でない者
- ウ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- オ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- カ 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7 公募・選定に関するスケジュール

- (1) 募集開始 令和8年3月13日（金）
- (2) 参加申込期限 令和8年3月27日（金）正午【必着】

(3) 質問受付・回答	募集期間中（3／13～4／13）随時実施
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年4月13日（月）正午【必着】
(5) 書類審査	令和8年4月14日（火）～22日（水）（予定）
(6) 優先交渉者の決定及び通知	令和8年4月24日（金）（予定）
(7) 契約締結、業務開始	令和8年5月1日（金）（予定）

8 企画提案の募集にあたって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- ・ 令和8年度利根沼田地域 SNS プロモーション強化業務企画提案要領（※本資料）
- ・ 令和8年度利根沼田地域 SNS プロモーション強化業務仕様書
- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 質問票（様式2）
- ・ 企画提案書表紙（様式3）
- ・ 業務実施体制表（様式4）
- ・ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）
- ・ 課税（免税）事業者届出書（様式6）

9 参加申込

- (1) 提出様式：参加申込書（様式1）による
- (2) 受付期限：令和8年3月27日（金）正午【必着】
- (3) 提出先：「14 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法：電子メールによる

※件名を「【参加申込】利根沼田 SNS プロモーション強化」とすること。

10 質問受付

- (1) 受付期間：令和8年3月13日（金）～4月13日（月）
- (2) 質問様式：質問様式（様式2）による
- (3) 質問方法：電子メールによる
 ※件名を「【質問】利根沼田 SNS プロモーション強化」とすること
- (4) 提出先：「14 問い合わせ先」に同じ
- (5) その他：質問に対する回答は、質問書を受け付けした日から3日以内に電子メールにより行うが、応募期限間近に質問した場合であっても、応募期限の延長は認めない。

11 応募の手続き等

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式3）
 - イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制表（様式４）

エ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県利根沼田行政県税事務所長」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

オ 誓約書（様式５）

カ 課税（免税）事業者届出書（様式６）

キ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

（２）企画提案書本体の記載事項

仕様書「５ 業務の内容」及び以下の内容に基づき、仕様書「２ 委託業務の目的」を達成するような SNS 実践講座の内容を記載すること。

ア 講座の運営管理・撮影場所等

- ・ 利根沼田地域の旬やトレンドを意識したテーマの設定
- ・ 講座概要（想定している方法・時期・場所・内容等を含む）
- ・ 想定している講座の参加対象者及びそのレベル
- ・ 講座終了後も継続的な発信ができる仕組み・体制等
- ・ 撮影候補地・選定理由（※応募時点では候補場所の列挙であり、設置予定場所との調整は求めない。詳細は受託者の決定後に群馬県と協議し、決定することとする）

イ 受講者へのフォローアップ

- ・ フォローアップ概要（想定している方法・時期・回数・内容等）
- ・ 想定される質問への回答・改善点の助言等

ウ 広報媒体

- ・ 周知用リーフレットのデザイン案
- ・ 効果的な広報施策

エ その他企画内容を説明するために必要な事項（任意）

- ・ 企画提案内容を補足する事項

オ 実績

- ・ 過去３年間の類似業務実績

カ その他

- ・ その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

（３）提出期限

令和８年４月１３日（月）正午【必着】

（４）提出先

「１４ 問い合わせ先」に同じ

（５）提出方法

電子メールとする。

※件名を「【応募】利根沼田 SNS プロモーション強化」とすること。

※データのサイズが5MBを超える場合は、提出方法について予め県に相談すること。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(7) その他注意事項

ア 提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ 本件プロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

オ 応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。

1.2 審査

(1) 選考方法

「令和8年度利根沼田地域利根沼田 SNS プロモーション強化委託事業者選定審査委員会」による書類審査を行う。

(2) 書類審査

企画提案書等による書類審査を実施し、最も高い点数を獲得した者を優先交渉者として決定する。

ア 審査日（予定）

令和8年4月14日（火）～4月22日（水）

イ 審査項目

○ 趣旨・目的の理解に関すること

- 事業の趣旨・目的を理解した企画提案となっているか。
- 仕様書記載内容と提案内容の整合性がとれているか。

○ 講座の企画内容に関すること

- 利根沼田地域の「旬」を意識したテーマが設定されているか。
- 当地域の住民が参加したいと思える要素があるか。
- 当地域の住民にとって、講座の内容やレベルが適切と思われる説明又は根拠が示されているか。
- 主要 SNS のアルゴリズムを意識した内容となっているか。
- 当地域の認知度向上に資する独自ハッシュタグが設定され、その理由が説明されているか。

- 受講者が講座終了後も自ら継続的に発信できる仕組みは含まれているか。
 - 受講者による地域への還元・メリットが見込めるか。
 - 講師や撮影候補場所の選定は適性か。
 - 効果的な広報施策が提案されているか。
 - 受講者へのフォローアップに関すること
 - 講座終了後も継続的な投稿を促すような具体的な方法が示されているか。
 - フォローアップの時期・回数・内容は、講座内容に関連しているか。
 - フォローアップの時期・回数は、適切か（多すぎたり、少なすぎたりしないか）。
 - 積算に関すること
 - 費用積算は提案の内容と比べ妥当な金額か。
 - 各経費の内訳が明瞭かつ具体的であるか。
 - 実施体制等に関すること
 - 企画提案の内容を遂行するために必要な類似業務の受託実績があるか。
 - 業務の適正な履行が進むよう、責任者や運営管理スタッフといった必要な人員が確保されている等、業務実施体制が適切に構築されているか。
 - 参加募集時やフォローアップの連絡等、個人情報を含む業務の一部を再委託する場合、個人情報の取り扱いの管理・監督責任が明確化されているか。
 - 総合評価
- ウ 結果通知・打合せに関する詳細連絡（予定）

審査結果は、令和8年4月24日（金）（予定）以降、有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公表する。

（3）失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ウ その他、この要領に違反した場合

1.3 契約

- （1）「1.2 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- （2）仕様書及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、（1）の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- （3）委託により制作された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属するものとする。
- （4）契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- （5）契約保証金については、令和8年4月1日時点において、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除する。それ以外の場合は、同規則第198条の規定に基づき、契約予定

総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めること。

（6）委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

（7）本公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、令和8年4月1日までに令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件プロポーザルについて停止等を行うことがある。これにより、事業者において損害が生じた場合、群馬県ではその損害について、一切負担しない。

1.4 問い合わせ先

群馬県利根沼田振興局 利根沼田行政県税事務所 企画振興係

〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412

（電話）0278-22-4338

（E-mail）tonegyou@pref.gunma.lg.jp